

「福島市認定地域クラブ活動等指導者人材バンク」登録制度

福島市教育委員会学校教育課

1 目的

令和8年3月に策定した「福島市部活動地域展開・地域クラブ活動推進計画」に基づき、中学校の休日部活動を段階的に地域展開するに当たり、地域におけるスポーツ、文化芸術等の指導者等を確保し、生徒が継続して多様な活動に参加できる環境を整備するため、福島市地域クラブ活動等指導者人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置するものとする。

2 募集人材

中学生が活動する「認定地域クラブ活動」の指導や運営等及び「部活動指導員」として学校部活動の指導等を行うことができる人材を募集し、指導者等を確保することができない認定地域クラブ活動等（以下「募集团体」という。）へ福島市教育委員会がマッチング支援を行うものとする。

- (1) 認定地域クラブ活動指導者
- (2) 認定地域クラブ活動見守りサポーター（※）
- (3) 部活動指導員

※ 見守りサポーター：技術指導を主とせず、生徒の活動上の安全確保等を主な役割とした地域人材

3 登録要件

「人材バンク」へ登録する指導者等の要件は次のとおりとする。

- (1) 登録する年度の4月1日現在で18歳以上であること（部活動指導員については20歳以上）
- (2) 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月 文部科学省）」を遵守すること
- (3) 以下のいずれにも該当しないこと
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

4 登録手続

登録を希望する者は、福島市教育委員会に対し、以下の手順で申請を行うものとする。

- (1) 「人材バンク」への登録は「福島市地域クラブ活動運営統括サポートセンター」ポータルサイト（以下「ポータルサイト」）、もしくは福島市ホームページの専用フォームから申請する。
- (2) 福島市教育委員会は申請者の登録要件を確認後、要件を満たした申請者に対し、「登録完了通知メール」を送付し、「エントリー登録者」として人材バンクへ登録とする。

※ 登録完了後、福島市教育委員会はエントリー登録者の個人情報以外の必要事項についてポータルサイトへ掲載する。【5(3)参照】
- (3) 福島市教育委員会は、募集团体やエントリー登録者に対して、マッチング支援を行うものとする。

※ 募集团体がエントリー登録者情報の提供を受けた場合、連絡先等を目的以外に使用しないものとする。

- (4) 募集团体は、情報の提供を受けたエントリー登録者との交渉の結果を福島市教育委員会に報告するものとする。
- (5) マッチングが成立したエントリー登録者は、福島市教育委員会が指定する研修を受講し、誓約書を提出したのち、『福島市認定地域クラブ活動指導者』登録制度』に従い、「福島市認定地域クラブ活動指導者」として活動する。
- (6) 部活動指導員については、上記(3)～(5)によらず配置を希望する学校の要請を踏まえ、別に定める「福島市部活動指導員設置要綱」に基づき教育委員会が任命するものとする。

5 その他留意事項

- (1) 指導対象は、中学生を基本とする（地域クラブ活動によっては多世代が参加する形態もあり）。
- (2) 認定地域クラブ活動指導者もしくは認定地域クラブ活動見守りサポーターは、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたものであり、文化芸術活動も補償対応）に加入し、活動すること。
- (3) 「人材バンク」に登録された以下の内容については、福島市教育委員会で適切に管理し、目的以外での使用はしないものとする。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ① 氏名・住所・性別・生年月日 | ⑦ 勤務先からの承認状況 |
| ② 年齢 | ⑧ 指導等可能な種目・活動 |
| ③ 連絡先 | ⑨ 種目・活動に関わる指導（活動）歴 |
| ④ エントリー登録希望種別 | ⑩ 保有資格等 |
| ⑤ 勤務先 | ⑪ 指導等可能地域 |
| ⑥ 勤務先住所 | ⑫ 指導等可能日（曜日） |

なお、ポータルサイトには、以下の内容のみを掲載することとする。

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 性別 | ⑤ 保有資格等 |
| ② 年代 | ⑥ 指導等可能地域 |
| ③ 希望種別 | ⑦ 指導等可能日（曜日） |
| ④ 指導等可能な種目・活動 | |

- (4) 「人材バンク」に登録した場合であっても必ずしも指導の依頼がある訳ではないものとする。
- (5) エントリー登録の解除を希望する場合は、速やかに福島市教育委員会に報告するものとする。
- (6) エントリー登録者に虚偽の申請や不適切行為等が発覚した場合は、福島市教育委員会の判断で、エントリー登録を解除するものとする。
- (7) 募集团体とエントリー登録者間における具体的な交渉等は、当事者間の合意に基づき行うこととする。マッチング後にトラブル等が発生した場合は、当事者間の誠意ある協議によって解決するものとし、福島市教育委員会は生じた損害等について損害賠償責任等は負わないものとする。ただし、不適切行為等の報告があった場合は、「福島市認定地域クラブ活動指導者登録制度」に基づき必要な措置を講じる。